

第3号被保険者不整合記録問題（運用3号問題）とは

1. そもそも国民年金とはどんな制度か

運用3号制度の廃止の経緯についてお話しする前に、現在の国民年金制度はどのようになっているのか、簡単に触れておきます。

（1）被保険者とは

現行の国民年金制度では、原則として20歳以上60歳未満の方は皆、国民年金の被保険者となっています。被保険者の種類には第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の3種類があります。第2号被保険者は厚生年金等の適用事業所に雇用されている会社員、第3号被保険者はその会社員に扶養されている配偶者、第1号被保険者はその他の自営業者やその配偶者、学生など、第2号被保険者にも第3号被保険者にも当てはまらない人を指します。

（2）保険料の納付

被保険者の種別によって保険料の納付方法も異なります。第2号被保険者は会社に納付義務があり、厚生年金保険料という形で会社と折半して半額を支払いますが、第1号被保険者は本人が全額を負担しなければなりません。そして、第3号は被保険者本人に保険料の納付義務はありません。

（3）第3号被保険者から外れたとき

仮に第2号被保険者＝サラリーマンの夫、第3号被保険者＝その妻とした場合、夫が勤めている会社を辞めたとき、もしくは妻の収入が年間130万円を超え、扶養から外れることになったとき、または夫が死亡したとき、離婚したときには、妻は第3号被保険者から第1号被保険者へと種別の変更の届出をしなければなりません。

この手続きがもれてしまった場合、第1号被保険者として本来収めるべきであった保険料が未納となってしまう、将来の年金額に影響するばかりでなく、年金の受給権がそのものがなくなってしまう場合もあります。

2. 第3号被保険者不整合記録問題発覚の経緯

（1）年金記録問題に関する職員アンケート調査

平成21年12月に社会保険庁全職員・OB約1万7,000人に対してアンケート調査が行われました。質問事項は以下の通りです。

- ①年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題を知っていれば具体的に教えてください。
- ②現時点において、年金記録の解決に向けてどのような方策を取ればよいのか。
- ③あなたが在籍していたとき、年金記録問題をどのような問題と認識していたのか。また、その問題を知ったのはいつ頃か。
- ④③に対してあなたはどのように対応したのか。反省点は。

これらのアンケート結果は平成 22 年 1 月 25 日に元部長以上の職員の、同 3 月 29 日に全職員の回答結果が公表されています。

(2) 第 3 号被保険者の手続きの問題点

アンケートの中で挙がってきた問題のうちのひとつが、被扶養配偶者に該当しなくなった後も第 3 号被保険者となっているケース、配偶者が会社を退職し、第 1 号被保険者となっているにもかかわらず、その被扶養者が第 3 号被保険者のままになっているケースが多く見られるということでした。

平成 14 年 4 月以降、第 3 号被保険者の取得については、配偶者である第 2 号被保険者の資格の取得と併せて、配偶者の会社を経由して行われるようになりました。さらに平成 17 年 4 月以降には資格取得の時効である 2 年を超える期間を遡って取得できるようになり、取得の届出については改善されています。

しかし、第 3 号被保険者資格の喪失に関しては、配偶者が第 2 号被保険者でなくなった場合には、資格の喪失と同時に進行せず、第 3 号から第 1 号への種別変更の手続きはご本人が直接、市区町村の窓口で行うことになっています。

(3) 社会保険事務所の周知の努力

昭和 63 年、平成 3 年、平成 5 年に届出の勧奨を行い、平成 10 年 4 月からは毎月の定期的な届出勧奨を行ってきました。

平成 17 年 4 月からは配偶者の第 2 号被保険者の資格喪失情報や被扶養配偶者の削除情報に基づいた届出勧奨と、勧奨しても届出がない場合、職権にて種別変更の処理を行うようになりました。

しかし、健康保険組合からの被扶養配偶者の削除の情報の提供を受けていないこと、第 3 号被保険者の住所が住民基本台帳上で確認できない場合や、確認できても宛先不明で未送達となってしまう場合には、個別の勧奨も職権による種別変更もできないことが問題点とされています。

(4) アンケートで見えてきた反省点

アンケートの中で、年金記録問題に対する反省点として見えてきたのが、「年金給付の裁定請求時に本人が来るのだから、その時に直せばよい」という裁定時主義が常識化していたことでした。

また、その他の反省点として、

- ・ 過去の職員組合の、記録ミスを防ぐ作業への非協力ないしは拒否
- ・ 法制度提起側である厚生労働省の、現場無視の複雑・難解・非合理的な立法措置
- ・ 現場の意見を汲み上げようとしなかった、社会保険庁本庁ないしは上層部の姿勢が挙げられています。

3. 「運用 3 号」とはどのようなものだったのか

(1) 「運用 3 号」とは

「運用 3 号」とは、以下のような取り扱いを考えたものでした。

すでに裁定が行われている受給者の場合

⇒不都合記録が判明しても、現状の第 3 号被保険者の記録のまま訂正しない。

被保険者の場合

⇒記録の不都合が判明した時点から過去 2 年以内の期間についての誤った記録は、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

この期間について保険料を納付しない場合は、第 1 号未納期間として取り扱う。既に 2 年の時効が到来している場合には、引き続き第 3 号被保険者期間としてみなされる。

(2) 反対意見

ただし、年金裁定時や年金相談、ねんきん特別便、ねんきん定期便などによって、過去の誤った第 3 号被保険者の記録を第 1 号被保険者期間へ訂正した場合、「運用 3 号」の対象とはならない、とされていました。

こうしたことから「本人の責任だ」「真面目に保険料を払ってきた者が損をするのは納得いかない」といった不公平感が数多く意見として上がりました。また、税金と保険料というどちらも困窮しているものを財源とすることからも反対意見が多く挙がっていました。

(3) 法改正ではなく運用措置

「運用 3 号」とされる対象者や金額は相当なものであるにもかかわらず、厚生労働省はこれを法改正ではなく運用上の措置として実施しようとしていました。当時の厚生労働省の言い分としては、

- ・ 現状の年金記録を変更せず尊重するものであり、現行法に定めのない新たな被保険者区分を創設するものでない
- ・ 法律の改正には時間がかかり、その間にも現在の不都合な状態への対応が遅れてしまう。
- ・ 法律が改正されたとしても、今後の運用 3 号と同様の考え方をとらざるを得ないものとする としていました。

(4)「運用 3 号」の実施

運用 3 号は平成 22 年 12 月 15 日付で厚生労働省年金局事業企画課長、事業管理課長の連名により、日本年金機構経由で全国の年金事務所に対して通知されました。この通知された 12 月 15 日以降に受け付けた分については、一旦は保留され、その後平成 23 年 1 月中旬に実施されました。1 月 30 日までの間に受け付けた件数は 2,331 人に上ります。そのうち支払い留保の決定までの間に支払いが行われたのは 493 人でした。

4. 廃止となった経緯

平成 21 年 12 月	職員アンケート実施
平成 22 年 3 月	アンケートの結果を踏まえ、「運用 3 号」の方向性を決定 長妻厚生労働大臣が方向性の決定を了解
平成 22 年 11 月	厚生労働省が日本年金機構に対して事務説明会を実施
平成 22 年 12 月	年金記録会副委員会⇒了解 課長通知を発表、日本年金機構に通知 「運用 3 号」について岡本厚生労働大臣の政務官に報告
平成 23 年 1 月	「運用 3 号」を 12 月 15 日受付分より実施 細川厚生労働大臣が初めて「運用 3 号」通知を知る 第 19 回年金記録回復委員会で再議論⇒了解
平成 23 年 2 月	年金業務監視委員会開催⇒反対 細川厚生労働大臣が「運用 3 号」留保 年金業務監視委員会開催 時限立法による特例措置、特例カラ期間創設等の私案発表
平成 23 年 3 月	年金業務監視委員会より総務大臣に意見具申 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>①運用 3 号は国民年金法に違反する疑いがある</p> <p>②年金受給者間において著しい不公平をもたらす</p> <p>③立法によってしか行えない措置を運用により行ったことに判断の恣意性がある</p> <p>④年金制度および運用への信頼崩壊のおそれがある</p> </div> 総務大臣より厚生労働大臣に意見書提出

第 22 回年金記録回復委員会より意見書提出
細川厚生労働大臣、抜本策発表、「運用 3 号」廃止

5. 抜本改善策とは

(2) 具体的内容

- 記録訂正によって受給権は確保するため、不整合期間を「カラ期間」とする。
- 不整合期間への特例追納を可能とする。
 - 過去 10 年まで遡って追納できるものとする。
 - なお、保険料は当時の保険料額に一定率を加算したものとする。
 - 受給者にも特例追納の機会を設け、60 歳から過去 10 年間の不整合機関を対象とすることを検討する
 - 一括納付または分割納付の方法で納付するものとする。
 - 3 年間の時限措置とする。
- 未訂正期間を有する年金受給者の扱い
 - 特例追納がない限り、過去 5 年間に支払われた過払い額の返還を求め、将来支給する年金については減額することを原則とする。
 - 行政の取扱いを信頼してきた受給者の保護、高齢者の生活の安定を考慮した配慮措置を併せて講じる。
- 「運用 3 号」の取扱いのもとで年金を裁定された受給者についても、遡って再裁定を行うものとする。
- 記録訂正により遺族・障害年金の受給権が失われることがないように措置を講ずる。
- 新たな不整合期間が生じないようにするための方策を講じる。

平成 23 年 4 月の調査では、不整合記録を有し年金額に影響があると考えられる者は推定で受給者が 5 万 3,000 人、被保険者が 42 万 2,000 人の合計 47 万 5,000 人と発表されました。今後、これらの人に対して上記の改善策にて対応していくこととされています。

厚生労働省では、今般の問題が生じた背景や原因の調査分析を行いつつ、再発防止のための改善方策を早急に講じるとしています。また、今回の措置や第 3 号被保険者制度の内容について、さらに周知広報を行う必要があるともしています。

また、今回の不整合記録問題への対応もさることながら、今後、年金制度改革について検討していく中では、第 3 号被保険者そのもののあり方についても議論を深めていくことが強く求められています。